

10月1日号

太陽光発電システムの契約には注意！

【事例】

太陽光発電の業者から電話勧誘があり、以前から興味があったので、訪問に応じたが、高額だったため断った。しかし、長時間の執拗な勧誘で、根負けし、契約してしまった。業者の説明では、「オール電化で電気代が安くなった分と売電の利益で、ローンは支払える」「今なら、国の補助金が出る」「短期間で元が取れる」とのことだった。

契約後、他の業者に確認すると、今回の販売店は最も良い条件の下で計算された売電料金の説明をしていたので、実際はパネルの枚数や屋根の向きの違いから、ローン返済額に達しないことがわかった。契約して8日目だが、今からでも契約解除できるのか。

＜対処法＞

事例のケースは、電話勧誘や訪問販売で、契約から8日以内なので、クーリング・オフの対象になります。また、クーリング・オフ期間内なら、たとえ工事に着手していても、業者に書面で通知すれば契約解除ができます。

発電量は、天候や設置場所などの条件によって大きく左右されます。電気代の安さや売電利益など、メリットばかりを強調したり、補助金申請の期限が迫っているなどと、契約を急がせたりする業者には注意が必要です。

なお、太陽光発電システムは非常に高額であり、設置には十分な事前調査や商品知識が求められます。

【太陽光発電の補助金に関すること】

J-P-E-C 太陽光発電普及拡大センター

☎043-239-6200